

事務所通信

澤口会計事務所

4月号

2014年 3月27日

武蔵野市境2-13-4 コスモス2F

TEL 0422-90-7774 FAX 0422-77-9600

E-mail sawaguchi-kaikei@parkcity.ne.jp

税理士 澤口 豊

<確定申告～完了御礼～>

今年も確定申告が無事終了しました。ありがとうございました。

2月末あたりでは終わらないのではと少々あわてましたがここから日曜出勤など追い込みをかけ、

3/10あたりでほぼ目途が立ちました。ところがその後、直前での譲渡所得の申告依頼発生！

普通の税理士ではとても受託できないところ(ウソ)、何とか最終日に申告完了させました。

何はともあれ御依頼いただき、仕事をさせていただけることに感謝です。

<実は確定申告は無事終わっていなかった！～資料届かず残念～>

実は1名分、まだ確定申告が終わっていませんでした・・・。

年に1回ということもあり、提出すべき書類を忘れて、無くしたりするお客様がおります。結果として書類が整わずいまだに完了しておりません。

確定申告の申告期限は3/15(今年は3/17)であり、期限後に提出した場合には無申告加算税が課されます。ただし、申告期限から2週間以内に自主的に申告した場合など所定の要件を満たせば課されません。なお納税額がなければ加算税について考える必要がありません。

実は対象となるお客様の所得は給与と公的年金、それに対して相当の源泉所得税が徴収されており、申告をすると税金が還付されるという内容です。そのためそれ程あわてていないという状況です。そうすると次に考えなければならないのは還付申告の申告期限です。一定期間を過ぎると還付申告を受け付けてもらえません。申告期限は翌年1/1から5年間と定められており、平成25年分の場合は平成30年12月31日までとなります。かなり余裕がありますが、市役所から住民税の申告を求められるのでなるべく早めにと考えています(確定申告をすればその情報が市区町村に行くので住民税の申告は不要です)。

なお一度確定申告書を提出した後に、その納税額が過大である事由が生じた場合の還付申告の提出期限は法定申告期限から5年となります。従って平成25年分の場合は平成31年3月15日までとなります。

<消費税増税～4/1 から 8%へ～>

4/1 から消費税が5%から8%に増税されます。駆け込み需要によりあちこち動きが活発です。新聞やテレビ、ラジオでは何を購入すればお得かなど連日のように掲載、報道しています。「3%くらい吸収してやるぜ！」と4月以降気にせず購入してみたいものですが、庶民気質とでもいうのでしょうか、今買わなければ的な雰囲気の流れ、丁度無くなりそうなものも含め、水、コーヒー等のボトル飲料、コピー用紙、シャンプー・リンス、消臭剤、歯磨粉、布団など駆け込みで購入してしまいました。増税後に特売などしようものなら「うらんでやる～」状態です。



3/31 までに購入等すれば原則 5%です。24 時間営業のコンビニや飲食店の場合はどのように取り扱うのか。コンビニは一品目が「ピッツ」とされれば 0 時過ぎても全て 5%らしいです。2 時くらいまで営業の居酒屋は閉店まで 5%が多いようです。ファミリーレストランは一時閉店し、システム入れ替え後に営業するようです。31 日深夜のファミレス利用は要確認です。

通販の場合はどうか。消費税法の規定では引渡しの日を基準としますので、届いた時を基準とするのが原則です。ただし出荷時を基準とすることも認められており、多くの通販業者は出荷基準を採用しています。0 時までに出荷すれば 5%なので、20 時までの注文に限り 5%としている業者もあれば(0 時までの 4 時間で全て出荷するということでしょう)、0 時までの注文は 5%としている業者もあります。0 時までの注文を 5%にするということは、0 時直前の注文については瞬間的に出荷するという正に神業的な技術が必要となりますがどうなのでしょう。もしくは 3%分は業者が負担するのかもしれない。

郵便切手は消費税法の規定では非課税ですが、今回の消費税増税に伴い値上げされます。ということかという、郵便切手自体は非課税ですが配達サービスを受ける(ポストに投函する)と課税されるというややこしい仕組みのためです。購入した切手は当然のことながら投函され配達サービスを受けることとなります。最終的に課税されるものなので購入時点でその分先に徴収するという取り扱いです。商品券も切手と同様、消費税法の規定では非課税ですが、切手のように値上げはしません。使用时(購入時)に消費税分が上乘せされ請求されます。郵便切手は販売者とサービス提供者が完全一致、サービス内容も確定しているので最初から課税するという仕組みが成り立ちます。

郵便料金は 50 円が 52 円、80 円が 82 円、90 円が 92 円となります。手元にある値上げ前のはがき、切手で 4/1 以降投函するものについては 2 円切手を貼る必要があります。3/31 までが 5%ですが、翌日投函でも 4/1 最初に回収されるものは判別がつかいせんから全て 5%となります。ちなみに税務署に提出する申告書類についても、申告期限の翌日の早朝に税務署のポストに投げ込めば前日に提出されたものとして取り扱われます。同業者で本人の申告書をそのように提出した人間がいました

が、このような危険行為は当方にはとても真似できません。

当事務所も4/1より報酬額に8%の消費税を上乗せさせていただくこととなりますので御理解、御了承の程よろしくお願い致します。

<年金保険の確定申告～相続、贈与により取得した年金受給権は計算が少々複雑です～>

かんぽ生命などの私的年金を受給する場合は雑所得として確定申告が必要です。所得金額は収入金額から必要経費を差し引いた額であり、保険会社から確定申告用の資料が届きますので、その数字に基づき計算、申告することとなります。

なお、相続、贈与により取得した年金受給権については計算が異なります。相続・贈与税の課税財産とされた年金受給権については、課税対象とされた部分は二重課税とならないよう所得税を課さないという最高裁判決によります(平成22年7月6日判決)。例えば年金受給額のトータルが1,000万円で、相続・贈与税の課税対象となった金額が400万円の場合、所得税の課税対象となる部分は600万円です。受給年数、支払保険料総額を加味して計算しますが、年金受給初年度の所得はゼロ、2年目以降から所得が発生し、年々所得金額が大きくなります。対象となる年金収入がある場合は、通常の計算ではなく有利な別計算があるということをおさえていただき、専門家や税務署に相談していただきたいと思います。

この判決が出た際、過去5年分の還付申告が可能となりました。当方も還付申告が必要な方がいないかチェックしましたがおりませんでした。

今回の確定申告で対象となる方がおりましたので必要な情報を収集して計算しました。計算式の意味を読み取るのに少々時間がかかりましたが、エクセルの力を借りて何とか計算して申告しました。

<4月の税務など>

・所得税の確定申告の振替納税日	振替日	4月22日(火)
・個人事業者の消費税等の振替納税日	振替日	4月24日(木)
・3月分源泉所得税、住民税の特別徴収税額の納付	納付期限	4月10日(木)
・2月決算法人の確定申告(法人税等、消費税等)	申告期限	4月30日(水)
・8月決算法人の中間申告(法人税等、消費税等)	申告期限	4月30日(水)
・消費税の年税額400万円超の5月、8月、11月 決算法人の中間申告	申告期限	4月30日(水)
・固定資産税(都市計画税)の納付(第1期分)		4月中において市町村の条例で定める日
・軽自動車税の納付		//

<あとがき>

本のタイトルに目が釘付けになることがしばしばあります。気になったものとしては「甘い物は脳に悪い」(笠井奈津子著・幻冬舎)。成功している経営者は気分転換に甘い物を食べたりしないとの

こと。むむ、甘い物好きの当方としては聞き捨て
ならない内容です。大人のキットカットを冷蔵庫
に常備している状況。うーむ、これが成功の妨
げになっていたとは(これが原因ではないな)。

ちなみに最近のお気に入り「かりんとうドーナツ」です。

次に気になったのは「稼ぐ人はなぜ長財布を
使うか？(亀田潤一郎(税理士)著・サンマーク出
版)。一度あこがれて長財布を使用しましたが、



使い勝手の悪さに比較的早めに使用をやめ今は二つ折り財布を愛用しています。スーツを着用して
いる時は上着の内ポケットに財布を入れますが、そうでない場合は大抵ズボンの後ポケットに入れて
います。長財布であると飛び出すため、落下、盗難の恐れがあるため長財布は向きません。

本の中で気になった内容は以下です。

- ①業績の良い会社の社長は長財布を使用している
- ②その人の年収は財布の価格×200(1万円なら200万円、5万円なら1,000万円)
- ③長財布だと後ポケットに入れることができなくなり、お金が尻に敷かれなくなる
- ④お札が窮屈に感じ出て行ってしまわないよう以下の点に気を付ける
 - ・二つ折り財布は使用しない
 - ・ポイントカード、名刺、領収証などを入れたままにして財布をメタボにしない
 - ・領収証などはその日のうちに整理する
 - ・硬貨は小銭入れに入れる
- ⑤札は上下向きを揃えて入れる
- ⑥1万円札が出ていかないよう5千円札を入れる(大将を守る家臣的存在)
- ⑦ポイントカードが無駄な出費を増加させる

年収は財布の価格×200・・・とても気になります。これに照らせば私の年収は相当低いことにな
り今後の収入にとっても不安を感じてしまいました。ということでデパートに行くと財布売り場を物色する
日々を過ごしています。10万円なら年収2,000万円か・・・いやいやそんなうまい話はないし財布に10
万円はありえない。それなら5万円で年収1千万・・・などなど考えながら財布を前に腕を組んでうな
ってしまうものだから、店員が近寄り「どうぞお手に取って見て下さいね、へへへ(普通笑わないだ
ろ)」と声をかけてきます。

後ポケットに財布を入れるとお金が尻に敷かれることになるというところも気になりました。財布が傷
む原因にもなるので鞆やポーチに入れるようにしました。

黄色い財布は金がたまるという話と同様、年収200倍は眉唾ですが、その他の記述については参
考になる点もあり、ほどほど楽しく読めました。